憲法訴願審判請求書(訴状)

請求人　李鶴来(イー・ハンネ)他 9名
請求代理人 担当弁護士　張完翼(チャン・ワニク)、張永錫(チャン・ヨンソク)、朴起範(パク・キボム)

被請求人外交部長官
2014年10月14日

請求の趣旨

請求人らが日本国に対して持つ賠償請求権が「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」第2条第1項によって消滅したのかどうかに関する韓･日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第3条が定めた手続によって解決しない対日被請求人の不作為が、違憲であることを確認するという決定を求める。

侵害された権利

憲法前文、第2条第2項　在外国民保護義務、第10条　人間の尊厳と価値及び幸福追及権、第23条財産権、第37条第1項　国から外交的保護を受ける権利

侵害の原因

被請求人が請求人らの日本国に対して持つ賠償請求権が、「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」第2条第1項によって消滅したかどうかに関する韓・日両国で間解釈上の紛争があるにもかかわらず、上の協定第3条が定める手続きにしたがって解決するための措置を取らなかった不作為

請求理由

1. 事件の概要

ア、請求人らは、朝鮮人BC級戦犯やその遺族であり(詳しい事項は別紙 2 参照)、被請求人は外交、外国との通商交渉及びそれに関する総括、調停、国際関係業務に関する調停、条約その他の国際協定、在外国民の保護・支援、在外同胞政策の樹立、国際情勢の調査・分析に関する事務を管掌する国家機関である。

イ、日本陸軍省は太平洋戦争が真っ最中だった1942年5月頃連合国捕虜の警戒、管理のために朝鮮人，台湾人による特殊部隊を編成する計画を立て、朝鮮と台湾で捕虜収容監視員の募集を、新聞などを通じて宣伝して実施した。対象は 20歳～35歳の青年で 2年契約の軍属(現軍務員)の身分だった。名分は志願制だったが、 官僚や巡査を動員して強制的に志願者を募集した所が多く、既に進行していた強制動員を避けるために応募した人もいた。募集を始めて1ヶ月で咸境道(ハムギョンド)と平安道(ピョンアンド)を除く朝鮮半島の各地から 3,000 人以上募集した。彼ら 3,223人は釜山(プサン)の臨時軍属教育隊{一名(野口) 部隊}で 2 ヶ月間厳しい軍事訓練を受け、以後 3,016人がインドネシア、ビルマなど南方地域の捕虜収容所に捕虜監視員として派遣された。ところが日本軍は、朝鮮人捕虜監視員たちに1929 年採択された戦争捕虜待遇に関する「ジュネーブ条約」を教えなかったので、彼らはジュネーブ条約の存在自体も知らなかった。日本陸軍省は既に1942年3月31日「捕虜の取扱いに関する規定」を根拠に捕虜管理部を設置したが、東条英機陸軍大将は「一日でも無為徒食をさせてはならない」と労動力を活用することを指示して、同年5月5日に発表した「捕虜処理要領」は捕虜を事実上、労役に動員するものだった。

ウ、太平洋戦争の状況が不利になり物資が不足した状態で、上からの命令により大量の捕虜を労動力に動員する過程で朝鮮人捕虜監視員は暴力を使ったし、実際に連合軍捕虜の多数が飢餓や病気で死亡した。1945年9月2日の終戦後、連合国は 1945年10月から 1951年 4 月まで日本を始めアジア各地で BC級戦犯裁判を実施し、朝鮮捕虜監視員はBC級戦犯として処罰された。日本軍内で最下位の階級として直接暴力を振るうことが多かった朝鮮人捕虜監視員らは多くの場合、植民地出身という点が参酌されないまま日本人戦犯として起訴され、死刑を含む重い刑法を受けることになった。特に裁判は被害者である各国の兵士たちが帰国した後、証言に基づき加害者を選別したケースが多かったので、金さん、李さんという同名異人が戦犯として起訴されたケースもあり、1946 年の前半まで朝鮮人には通訳もなく、一審限りだったので異議を申し立てることもできなかった。朝鮮人は 148人(死刑 23人)が戦

犯になったが、そのほとんどの 129 人が捕虜監視員だった。
エ、東南アジア各地の刑務所に収監されていた朝鮮人 BC 級戦犯らは、1950 年以後日本の巣鴨刑務所に移送され、残された刑期まで収監されたが、日本は 1952 年 4 月 19 日民事甲法務省民事局長の通達「平和条約の発効に沿った朝鮮人・台湾人らに関する国籍及び戸籍事務の処理」を発表し、「朝鮮・台湾は条約発効日から日本国の領土から分離するので、これにしたがって朝鮮人・台湾人は内地に住む人を含み全員、日本国籍を喪失する」とした。これに対して収監中だった朝鮮人 BC 級戦犯 29 人と台湾人戦犯 1 人は、1952 年 6 月 14 日「日本国民ではない自分たちが拘束される法律上の根拠がない」と釈放を要求する訴訟を起した。これに対して日本の最高裁判所は同じ年の 7 月 30 日、「捕虜監視員らが刑を科せられた当時日本人だったし、日本で拘禁されていたので、その後に国籍変更があったとしても平和条約による日本国の刑執行義務には影響を及ぼさない」と判断した。
オ、朝鮮人 BC 級戦犯らは結局拘禁状態が続き、1957 年頃までに満期あるいは仮釈放で皆、巣鴨刑務所を出所した。しかし彼らは「戦犯」、「対日協力者」という烙印から、韓国へ帰国することもできないまま、生活苦で 2 人が自殺し、精神疾患で一生を病院で終えるなど不遇な生活を送り、韓国に残してきた遺家族も生活苦と周辺の差別・蔑視に苦しんだ。
カ、朝鮮人 BC 級戦犯らは 1955 年、日本で韓国出身の戦犯者「同進会」を設立し、基本的人権と生活権確保のために日本政府を対象に闘い始めた。当時の鳩山内閣以後、現在の安倍内閣に至るまで歴代 28 人の首相に、朝鮮人 BC 級戦犯に対する処遇改善と被害補償を訴える要請書を提出したが、日本政府は初期には適切な補償措置を取ると何度も約束したものの、これを先送りし続け、1965 年韓日請求権協定締結以後は態度を豹変させ、すべての請求権が「完全かつ最終的に」解決したという言葉だけくり返してきた。
キ、これに対して朝鮮人 BC 級戦犯は 1991 年 11 月 12 日東京地方裁判所に日本政府の謝罪と国家補償を求める訴訟を起したが結局 1、2、3 審ですべて敗訴した（東京地方裁判所 1996 年 9 月 9 日棄却判決、東京高等裁判所 1998 年 7 月 13 抗訴棄却、最高裁判所 1999 年 12 月 20 日上告棄却)。上の裁判で敗訴となったものの裁判所が適切な立法措置を期待するという趣旨、すなわち立法的な解決を促す判決だったので日本では 2000 年以後 BC 級戦犯問題を立法を通じて解決しようとする運動が起き、その結果日本の民主党が 2008 年 5 月 29 日衆議院に「特定連合軍裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」を提出したが、まともに審議されることのないまま 2009 年 7 月に廃案となっている。
ク、韓国政府は 2004 年 11 月 10 日日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会(現対日抗争期強制動員被害真相調査及び国外強制動員犠牲者支援委員会、以下「委員会」)を発足させ、請求人らは委員会に被害申告をした。これに対して委員会は 2006 年 5 月 26 日初めて BC 級戦犯である捕虜監視員を強制動員被害者と認定し、以来 2011 年 5 月まで数回にわたり合計 86 人の捕虜監視員を被害者として認めた。委員会は 2011 年 7 月 25 日「朝鮮人 BC 級戦犯に対する真相の調査 -捕虜監視員動員と戦犯処罰実態を中心に-」という題目の朝鮮人 BC 級戦犯に関する真相調査報告書を発表した。
ケ、一方、韓国政府は 2005 年 8 月 26 日韓日修交会談の文書を全面公開したが、請求人らは公開された文書を通じて 1952 年 2 月 4 日第 1 次韓日会談第 29 次在日韓人法的地位委員会で韓国側が、巣鴨刑務所に服役中の韓人戦犯に対して日本政府の方針を問うと、日本側は「それは別個の問題だから別途研究する」と答弁したという事実を知ることになった(甲第 1 号証参照)。しかるに日本政府は 1965 年 6 月 22 日日韓基本條約と「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定(以下、請求権協定)」が締結されたことを理由に、以後ずっと「請求権協定の締結で韓国と日本の間には補償請求と係わる問題は皆解決されたから韓国政府に話せ」という態度を取り続けてきた.
コ、「同進会」は請求権協定が締結された直後の 1965 年 7 月 5 日駐日韓国大使館に、日本に対する請求権消滅に対して問い合わせたが、当時外務省は 1965 年 11 月 10 日駐日韓国大使館に送った回答で、「韓国人戦犯の被害に関しては当初から日本に対する請求の対象ではなかったし、したがって協定調印以後国内措置として個人請求権の補償問題を検討するにおいても考慮の対象外であり、日本人戦犯に対する日本政府の補償措置は戦後日本が独立を回復した後に取った措置であるが、日本に居住する本件該当の韓国人に対しては、その補償事由の特異性を

考慮して措置が取られるように、適切な時期に日本側に促す」と答弁した(甲第2号証参照)。
サ、「韓国同進会」は2007年2月25日に発足したが、日本の「同進会」と「韓国同進会」は2013年7月29日外交部にBC級戦犯問題をどのように処理するのか公開質問状を提出した。外交部は2013年8月14日、「その間日本側に韓国人戦犯被害者に対する支援等問題解決のために積極的な努力を促し続けて来たし、政府としては生存している韓国人戦犯被害者たちが高齢な点等を勘案して、日本側が早速な立法措置など積極的に問題を解決努力をするように促し続ける」と回答した(甲第3号証参照)。また「同進会」などが2014年2月25日外交部にBC級戦犯問題の解決を促しながら、日本政府が協議に応じない場合仲裁を要求しなければならないと再び質疑したところ、外交部は2014年5月1日「韓日会談議事録によれば日本側が別途研究すると言及したのに、1965年以後日本側が別途研究したことに対してわが側に知らせて来たり、韓日間で別途論議や研究はなかったし、強制動員被害者の日本政府に対する請求権が韓日請求権協定によって解決されたのかどうかに対しては最高裁判所(韓国)で裁判が進行中なので、政府が立場を表明するのは適切でない面がある」という趣旨の答弁をした(甲第4号証参照)。現在、最高裁判所で進行中の強制動員被害事件は第2次大戦中、日本企業で強制労動をした被害者たちが原告であり、日本政府によって捕虜監視員に動員された本件請求人らとは性格が違い、これを根拠に政府が立場の表明を拒否したことは請求権協定の対象で含まれないと明示した、既存の政府の立場に照らしても一貫性がない。

2. 審判の対象

このように本件請求の審判対象は、請求人らが日本国に対して持つ賠償請求権が請求権協定第2条第1項によって消滅したのかどうかに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第3条が決めた手続きによって解決しない被請求人の不作為が、請求人らの基本権を侵害して違憲なのかどうかということである。

[関連規定]

大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定(条約第172号、1965年6月22日締結、1965年12月18日発効)

3. 被請求人不作為の違憲性

ア、韓国と日本の間では1951年10月21日の予備会談以後、1952年2月15日第1次韓・日会談本会議が開かれ、両国の国交正常化のための政治会談及び各分野の委員会別会議などを経て、1965年6月22日請求権協定と漁業に関する協定、在日僑胞の法的地位及び待遇に関する協定、文化財及び文化協力に関する協定など4つの付属協定が締結されるに至った。ところが第1項のように韓国側が1952年2月4日在日韓人法的地位委員会でBC級戦犯問題を提起し、これに対して日本側が別途に研究すると答弁して以後、請求権協定の論議対象から当初から除かれた状態で、請求権協定が締結された。
イ、その後韓国政府は、請求権協定第1条によって日本から受け取る請求権資金を処理するために1966年2月19日「請求権資金の運用及び管理に関する法律」(1982年12月31日法律第3613号で廃止)を制定して、無償資金の中で民間補償の法律的根拠を用意し、以後1971年1月19日「対日民間請求権申告に関する法律」(1982年12月31日法律第3614号で廃止)を制定して申告を受付けたが、その対象は日帝によって強制的に徴用・徴兵された人のうち、死亡者と上の会談過程で対日民間請求権者として論議され知られた民事債券または銀行預金債券などを持っている民事請求権保有者に限定されたし、その後1974年12月21日「対日民間請求権補償に関する法律」(1982年12月31日法律第3614号で廃止)を制定し1975年7月1日から1977年6月30日まで合計91億8,769万3千ウォンを支給したが、韓国政府はBC級戦犯問題は請求権協定の対象ではないという理由で、請求人らは対日民間請求権として申告すらできなかった。
ウ、また「同進会」が1966年5月20日外交部に嘆願した内容に対する答弁でも、「人道的見地から適切な措置を用意するよう、日本政府に要請するつもり」という誠意のない答弁をしたほか(1966年10月20日)、2006年4月19日にも「同進会」の嘆願書に対して「わが国の戦犯は、日本の戦争遂行目的のために活動する過程で戦犯になる行為をして処罰されたので、この被害に対しては国籍に関係なく基本的に日本政府に責任があり、政府はそういう見地から貴下を含み日本に残留し、滞留中のわが国の戦犯被害者に対して、その補償事由の特異性を考慮して適切な水準の支援を受けられるようにする立

場」と答弁した。韓国政府が言及した支援というのは2007年12月10日に制定された「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者など支援に関する法律」による慰労金や未収金支援金を意味するようだが、 韓国政府はBC級戦犯問題は根本的に日本政府が責任を負うべき問題と判断していた。

エ、韓国政府は既に2005年8月26日民官共同委員会の決定で、請求権協定の効力範囲などに関する政府の立場を発表した。即ち「日本軍隊慰安婦問題など日本政府・軍等、国家権力が関与した反人道的な不法行為に対して、請求権協定で解決されたと見ることはできないし、日本政府の責任が残っており、サハリン同胞、原爆被害者問題も請求権協定対象に含まれなかった」と判断した。上の決定でBC級戦犯問題に関する直接的な言及はないが、韓国政府は1952年当時既に日本政府の立場をよく知っていたので、2005年韓日修交文書公開当時にもBC級戦犯問題もまた、請求権協定の対象に含まれていなかった事実を充分知っていたと言える。

オ、特に韓国政府は 2011年8月30日、日本軍慰安婦被害者たちが請求した事件で不作為違憲決定があり(2011 年 8 月 30 日付 2006 憲マ 788 及び2008年憲マ648)、2012年5月24日大法院が請求権協定の性格に対して「日本の植民地支配賠償を請求するための交渉ではなく、サンフランシスコ条約第4条を根拠に韓日両国間の財政的・民事的債券・債務関係を解決するための」ものであり、植民地支配の不法性を認めないまま強制動員被害の法的賠償を基本的に否認したし、これによって韓日両国政府は日帝の朝鮮半島支配の性格に関して合意に至れなかった」と判断したことをよく知っている。それなら韓国政府は最小限、上の憲法裁判所決定や大法院判決以後は日本政府と日本軍隊慰安婦被害者と原爆被害者は勿論のこと、サハリン抑留の被害者やBC級戦犯被害者問題などの解決のための、外交的協議を進行しなければならない。しかし韓国政府は、日本軍隊慰安婦被害者問題に関して一部積極的な措置を取ったという評価を受けているが、同じ日に違憲決定を受けた原爆被害者問題、民官共同委員会が指摘したサハリン抑留被害者問題及びBC級戦犯被害者問題などに対しては、何らの外交的措置を取っていない。

カ、これに対してサハリン抑留被害者たちは 2012年11月23日貴裁判所に慰安婦, 原爆被害者と同じく被請求人が自分たちの問題に関して日本政府と外交的協議など請求権協定第3条による紛争解決措置を取らない不作為の違憲確認を求める審判を請求したし(憲法裁判所 2012 年憲マ 939)、原爆被害者は 2013年8月韓国政府が憲法裁判所の違憲決定以後も日本政府とまともに外交的協議をせずに違憲状態が解消されていないと損害賠償請求をした。慰安婦被害者も 2013年8月違憲決定以後、韓国政府の努力にもかかわらず何の進展もないと日本政府を相手にソウル中央地方法院に調停申し込みをするに至った。

キ、韓国政府はBC級戦犯被害者問題に対しても上の被害者たちと同じく日本政府とまともに外交的協議をしていないことが違憲であるということをよく承知していたし、請求人ら被害者が機会ある度に韓国政府の外交的努力を促したにもかかわらず1952年以後、被害者救済のために日本政府と何ら協議もしなかった。請求人らは韓国政府の対日本外交の死角地帯で、何と60余年以上も放置された状態で現在に至っている。韓国政府はただの一度もBC級戦犯被害者問題を解決しようと努力したことがない。

ク、既に貴裁判所が慰安婦被害者と原爆被害者事件で判断したように、請求人の場合にも上の被害者と同じく、被請求人は、請求権協定第3条によって請求人らの日本政府に対する賠償請求権が韓日両国の請求権協定の解釈が違い紛争が発生した状態で(韓国政府は請求人らの賠償請求権が請求権協定の対象ではなく、日本政府が責任を負わなければならない問題という立場であり，日本政府は請求権協定に解決されたので韓国政府が責任を負わなければならないという立場である)、請求人や請求人の父親たちは死刑にされたり、数年間拘禁生活をして、巣鴨刑務所出所後も日本社会と韓国社会でまともな生活の足場もない状態で放置されるなど、人間としての尊厳と価値が深刻に毀損された。

ケ、このような状態で韓国政府は、請求人らの問題を解決するために請求権協定第3条による、如何なる外交的措置も取らなかった。被請求人が上の第3条によって紛争解決の手続きに進む義務は、日本政府によって恣行された組織的で持続的な不法行為により、人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民が、賠償請求権を実現できるように協力して保護しなければならない憲法的要請によるもので、その義務の履行がなければ請求人らの基本権が重大に侵害される可能性があるので、被請求人の作為義務

は憲法に由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合といえる。このような作為義務は貴裁判所が日本軍隊慰安婦被害者と原爆被害者に対する不作為違憲決定を通じて確立させたもので、日帝強制動員被害者一般にあまねく適用されなければならない貴重な原則といえるし、被請求人の 1965 年請求権協定締結以後半世紀に至る不作為により苦痛を受け続けている請求人らにも、当然適用されるべきである。

4. 結論

ア、請求人らは日本政府を相手に訴訟を起こしたが敗訴し、日本で立法を通じた解決を試みたりもしたが、現在はこれすらも不可能な状況である。今や朝鮮人 BC 級戦犯被害当事者で、生存者はほとんどいないという実情である。請求人 10 人のうち生存している被害者は請求人の李鶴来唯一人で、李鶴来もまた気力が衰え、今やこれ以上韓国を訪問して韓国政府と国会に、自分たちの問題を解決して欲しいと訴えることは難しい状況である。遅きに失してはいるが、今からでも韓国政府が出て、日本政府に外交的協議を要求して進めることによって、請求人らの問題を解決できるきっかけが用意されるのではないか、というのが請求人らの願いである。

イ、来年は日韓基本條約と請求権協定が締結されて 50 年になる年である。これは BC 級戦犯被害者問題を韓国政府が 50 年間放置していることを意味し、今からでも被害者問題を解決するための外交的努力をすることが、韓日修交 50 周年を迎える韓国政府の望むべき姿勢であり、被害者と彼らの遺族皆の切実な希望である。請求権協定が被害者問題を解決できない致命的な問題だとしたら、韓日両国はこれを解消するために今すぐにでも頭を突き合わせるべきである。

ウ、請求人らは、被請求人が BC 級戦犯被害者問題が請求権協定の対象でないという事実を、交渉過程の 1952 年から明確に知っていながらも、請求権協定ですべての被害者問題が解決したと主張する日本政府に対して、1965 年協定締結以後現在まで 49 年間も請求権協定第 3 条にしたがった紛争解決手続きを履行しないことは、憲法上の作為義務を果たさず違憲なので、ここに本件請求に至った次第である。

甲第 1 号証

韓日会談　請求権関係資料、1965 -66　分類番号 723.1JA　登録番号　1473　105 頁
大韓民国外務部発信電報　番号　WJA-09378
日時(1965 年 7 月)28 日 11 時 10 分
受信人：駐日大使
対: JAW-09483

1. 駐日政 722-726(65.7.5.)及び対号で報告した韓国人出身戦犯者団体である「同進会」の問い合わせに対して、次のように知らせるので、同会側によく説明して下さるよう願う。
2. 日本の徴用及び徴兵等の事由から発生した韓国人の対日請求権に関しては、「対日請求要綱」の一環として、これを韓日会談を通じて日本政府に請求して来ましたが、本件連合国の勝利及び戦後の戦犯裁判に起因する韓国人戦犯の被害に関しては、当初から日本に対する請求の対象ではなかったし、したがって協定調印以後に国内措置として個人請求権の補償問題を検討するにおいても、考慮の対象外である。
3. 日本人戦犯に対する日本政府の補償措置は、戦後日本が独立を回復した後に取った措置ですが、日本に居住する本件該当韓国人に対しては、その補償事由の特異性を考慮して措置が取られるよう、適切な時期に日本側に促すようなさって下さい。(外亜北)

長　官

甲第 2 号証

第一次　韓日会談（1952.2.15-4.21）
在日韓人の法的地位委員会 会議録、
第一－三六次、1951.10.30―1952.4.1

分類番号　723. 1 JA　登録番号 81　383 頁
28. 第 29 次　1952.2.4　389 頁

(三)韓国人戦犯問題

韓国側から、現在巣鴨刑務所に服役中の韓人戦犯者に対して、日本政府の方針がどうなのか問い合わせると

390 頁　日本側から、それは別個の問題だから別途研究することだという答弁があった。

甲第 3 号証

(韓国)外交部　(2013.8.14.)

受信　韓国同進会長

経由

題目　公開質疑書　答弁(韓国同進会)

1. 貴団体の無窮な発展を祈願します。

2. 貴団体側質疑書に対するわが部答弁書を別添、送付して差し上げます。

添付　：上記答弁書　1 部。　　終

同進会質疑書に対する答弁書

1. 1965 年韓日協定締結以後、BC 級戦犯問題が韓日政府間で議論、研究されたことがあるのか明らかにして下さい。

□わが(韓国)政府はその間、日本側に韓国人戦犯被害者に対する支援等、問題解決のために積極的な努力を持続的に促して来たし、今後もこのような努力を持続して行くものです。

2. BC 級戦犯の請求権についても外交部は、日本政府と協議・交渉しなければならないと思いますが、外交部の見解を明かして下さい。

□わが政府は 2005 年 8 月韓日会談文書公開後続対策関連、民官共同委員会を開催、1965 年韓日請求権協定の効力範囲問題等を議論したし、同委員会では△日本軍慰安婦被害者問題、△原爆被害者問題及び△サハリン同胞問題が韓日請求権協定の対象に含まれていないものと整理したことがあります。

□国務総理所属日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会は 2006 年、初めて BC 級戦犯として処罰された朝鮮人捕虜監視員たちを強制動員被害者と認定する決定を下したし、2007 年 5 月まで総 87 名が被害認定を受けたものと知っています。

3. BC 級戦犯問題を解決するために今すぐ、日本政府と外交的協議をする意向があるのか明らかにして下さい。

□韓国人戦犯被害者たちは日本の戦争遂行を目的に募集され、活動する過程で戦犯行為を犯して処罰されたもので、同人たちの被害については残念に思っています。

□政府としては生存している韓国人戦犯被害者たちが高齢である点等を勘案、日本側が韓国人戦犯被害者たちに対して早急な立法措置等、積極的に問題解決努力をするよう、続けて促していくものです。　　終

甲第 4 号証

外交部　(2014.5.1.)

受信　韓国同進会　会長　姜道元　貴下

同進会　会長 李鶴来

(経由)

題目　請願答弁(姜道元、李鶴来様)

貴下から 2014 年 2 月 25 日付外交部長官宛の書簡を通じて問い合わされた事項について、下のように答弁差し上げます。

1. 1965 年に妥結された韓日会談の中に、BC 級戦犯者の問題は別途研究しようという趣旨の提案があったという記録(1952 年 2 月 4 日　第 29 次予備会談)が韓国では公開されていますが、1965 年以後に BC 級戦犯者の問題を韓日政府間の外交ルートで韓国政府が提起し、それに対して議論・研究したことがありますか?

(答弁)

韓日会談の会議録によれば、日本側がわが側に提案したのではなく、「日本側が別途研究するもの」と言及しました。65 年以後日本側が、別途研究についてわが側に知らせて来たり、韓日間で別途の議論や研究はありませんでした。

2. 日本政府は BC 級戦犯者の問題も含み 1965 年韓日請求権協定により完全かつ最終的に解決したと主張していますが、韓国政府外交部もおなじ見解なのですか? でなければ BC 級戦犯者問題は未解決で、1965 年韓日請求権協定の対象外と考えているのですか?

3 番の問い合わせ事項と共に一括答弁

3. 生存する被害当事者は既に、最も若い人でも今年で 89 歳になります。これ以上問題を先送りせずに進行させ、日本政府に提起して日本政府が協議に応じない場合には仲裁を要求となければならないと思います。韓国政府はこれらの問題を、被害者が生存している間に必ず解決しなければならないという責任感があるとわれわれは信じますが、外交部にその決意がありますか?

(答弁)

強制動員被害者の日本政府に対する請求権が、韓日請求権協定により解決したのかどうかに対しては現在、わが(国の)大法院で裁判が進行中にあります。したがって現時点で、政府が同件について立場を表明するのは適切でない面があるので了解して下さるよう願い、政府は大法院の判決が下されれば、その意味及びそれと関連する措置について、範政府的次元で検討して行く予定です。

これと関連して同問題解決のため、日本側の自発的措置のために努力して来た貴会の活動に対しては今後も関心を持ち続け、協調が必要な事項を検討して行くようにします。

お話した答弁が助けになることを願い、貴下の健勝を祈願します。

ありがとうございます。　　終

外交部長官　　長官印

外務書記官　イム・ギョンフン
東北亜１課長　金ギホン
審議官　鄭ビョンウォン
東北亜細亜局長　専結 2014.5.1. 李サンドク
協助者★審議官　金インチョル
施行　東北亜１課-3396　(2014.5.1.) 受付

(仮訳＝李 洋秀)

[別紙 1] 請求人

1. 李鶴来　「同進会」会長　＊2021. 3. 28. 逝去
日本国東京都西東京市　　＊姜福順夫人
2. 姜道元 韓国「同進会」会長　＊2019. 3. 19. 逝去
京畿道(キョンギド)光明市(クァンミョンシ)
3. 朴粉子(パク・プンジャ)
京畿道議政府市(イジョンブシ)
4.卞光洙(ピョン・グァンス)
忠清北道(チュンチョンプクト)
5.朴一濬(パク・イルチュン)　＊2020. 逝去
ソウル市
6. 朴書慶(パク・ソギョン)
全羅北道(チョンラプクト)全州市(チョンジュシ)
7. 鄭昌洙(チョン・チャンス)
江原道(カンウォンド)
8. 金真亨(キム・ジンヒョン)
仁川市(インチョンシ)
9. 朴来洪(パク・ネホン)　「同進会」副会長
日本国東京都西東京市
10. 丁広鎭(チョン・グァンジン)
日本国横浜市

‹コメント› 韓国憲法裁判所・憲法訴願提訴について

同進会会長　李 鶴 来

本日、韓国の憲法裁判所に、韓国人元ＢＣ級戦犯者と遺族、計 10 名が外務部長官を相手に、憲法訴願を起こしました。生存する当事者は私１人です。

かねてより韓国の弁護士より、韓国には憲法訴願という制度があり、大きな不条理や人権侵害を救済する道があるということを教えていただき、その制度を活用することを勧められておりました。すでに元「慰安婦」と被爆者の方々がその制度に訴えて、韓国政府を動かす決定を得たという実績もあります。

私たち韓国人元ＢＣ級戦犯者のケースはどうなのだろうか、私たちが対応を求めているのは日本政府に対してであり、すでに 2006 年に動員被害認定をして名誉回復措置を取ってくれた韓国政府（外務部長官）を相手取ってことを構えるのはいかがなものかと逡巡してまいりました。

■1952 年に交渉を先送りし、いつの間にか「完全かつ最終的に」解決済み？

いろいろと過去の資料を調べると、韓国側が 2005 年に公開した日韓会談議事録の中に、1952 年２月４日の＜第 29 回　在日韓僑法的地位分科委員会（予備会談）＞において、「（３）韓国戦犯者問題」として「韓国側から現在巣鴨刑務所で服役中の韓国人戦犯者に対して、日本政府の方針如何と質問したところ、日本側からそれは別個の問題だから別途研究したいとの答弁があった」との記述が残されていることが判明しました。つまり、私たちＢＣ級の問題は、日本側の提案によって本会談前に韓日会談のテーブルから外されていたのです。

ところが、1965 年韓日会談終結後、日本政府は、私たちＢＣ級の問題も「請求権協定で完全かつ最終的に終わっている」と主張し始め、私たちを一切相手にしなくなりました。今年２月に安倍首相名で出された質問主意書に対する答弁書にもそう書いてあり、「措置は講じない」とあります。

奇妙な話です。自分たちから「別途に研究しよう」と言い出して、会談が終わると、「その問題も終わっている」と言うのですから。これは納得できません。

■問いたいのは韓国外交部の「不作為」と「責務」

韓国政府にも今年２回外務部長官あてに質問状を出し、1965 年韓日会談終結後、日本政府が提案した「別途研究」に応じた韓国側が日本政府と、その後どういうやりとりをしたのか？質しました。しかし、明確な回答が返ってきていません。要するに、私たちの問題は、日韓両国政府によって 1952 年以来、放ったらかされてきたままではないかとの疑いを強くしました。

確かに韓国政府は私たちに同情し、何回か「要望」めいたものは伝えていたようですが、非公式な水面下での「要望」ではなく、外交交渉をすべき責務が、1952 年の日本政府の提案を受け入れた後、あったのではないでしょうか？　その点をただし、この「不作為」は大韓民国憲法の根本精神に照らしてどうなのか？ということを問うことがこの訴願の目的です。

私たちは、韓国政府に謝罪や補償を求めるものではありません。それは日本政府がなすべきことです。しかし、韓国政府には、巣鴨プリズンからすさんだ東京の街に放り出された、元俘虜監視員として戦犯にされたみじめな大韓民国青年に救いの手を差し伸べる、自国民保護の責務が当時なかったのでしょうか？

1952 年２月にこのように韓日両国政府が先送りを約束したことを当時巣鴨プリズンにいた私は知る由もありません。私が釈放されたのは、それから４年も後の 1956 年 10 月でした。その直後に、私たち

の仲間の二人が絶望してあいついで東京で自殺しました。

当時祖国も、朝鮮戦争の後で、困窮し、東京の苦界にさまよう私たちのことにかまう余裕などなかったのだろうと思います。そのことは理解したいと思います。しかし、あれから 60 年以上たって、今は 21 世紀です。隣の元植民地宗主国の政府に、「要望」ではなく、「正当な主張」として、私たちの名誉と人権が回復されていないことを指摘し、対処を要求することがなぜできないのでしょうか？　今後も、個人の問題だから、個人でがんばれ、側面からなら応援するという立場を貫くつもりなのでしょうか？

■62 年前の宿題を解いてほしい

私が訴えて、ただしたいのはその 1 点のみです。サンフランシスコ条約がどうとか、捕虜虐待があったか、なかったかというようなことを争点にするものではありません。私たちは不本意ながら罪を受け入れました。死刑になって、命を差し出した仲間もいます。しかし、今はそれらのことを問うつもりはありません。私自身は戦後 63 年間も日本で暮らしてきました。帰りたくも帰れなかったのです。子供や孫たちは日本に帰化した者もいますが、私自身は大韓民国国民としての矜持を守って生きているつもりです。祖国の建設に何も貢献できなかったことを本当に悔しく、申し訳なく思います。しかし、祖国の政府からも見捨てられた私たちの人生は、いったい何だったのか？と今改めて感じています。

繰り返しますが、私たちのＢＣ級戦犯の問題は、一義的には日本政府が対応すべき問題です。私たちが俘虜監視員になった頃、まだ大韓民国は存在しませんでした。祖国大韓民国が誕生した 1948 年 8 月私はシンガポールのチャンギー刑務所で 20 年の刑に服していました。祖国が独立しても、私は 8 年後の 1956 年 10 月まで日本人「広村鶴来」として刑に服していました。そこまでは、日本という国の「国民」として法的責務を果たしていたことになります。そして、釈放後に「大韓民国国民」になりました。したがって、1956 年 10 月からは大韓民国の庇護を受ける権利が発生したのではないでしょうか？

私たちの名誉と人権の問題は、1952 年以降、韓日の歴史の谷間、政治の谷間に落ち込んでしまって、外からは大変見えにくくなってしまったように思われます。それを谷間から引きずり上げて、再度射照し、解決策を考えていただきたいのです。

もし、韓国政府が率直にこれまでの不作為を認め、日本政府との外交交渉を行うのであれば、私たちは裁判を取り下げてもよいと考えています。韓国政府と裁判で争うことが目的ではありません。韓国政府が、私たちのために、同情でなく、自国民の名誉と人権を守るために国家としての責任を果たしてほしい。62 年前の宿題を、遅きに失してはいるが、解いてほしいということです。

■韓国政府は、日本に解決を促す外交折衝を。通用しない「完全かつ最終的解決論」

日本の裁判所も不条理を指摘し、解決を促しています。日本政府と真摯に交渉する責務を韓国政府も負っているのではないでしょうか？　「完全かつ最終的に」という言葉は、私たちには適用できないはずです。

幸い、韓国の弁護士の理解と協力を得て、本日憲法訴願の提訴を行いました。どうぞ皆様にも私どもの憲法訴願についてご理解をいただきたいと思います。

私の目の黒いうちに、韓国政府が動き出して、さらに日本政府・国会が前向きに反応して、解決に導いて下さることを心より願うものです。

2014. 10. 14.

日韓請求権並びに経済協力協定

（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定）

東京　　１９６５年6月２２日

日本国及び大韓民国は、

両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、

両国間の経済協力を増進することを希望して、　次のとおり協定した。

第一条

１　日本国は、大韓民国に対し、

（ａ）現在において千八十億円（一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三億合衆国ドル（三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円（一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三千万合衆国ドル（三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

（ｂ）現在において七百二十億円（七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される二億合衆国ドル（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、３の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

２　両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

３　両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

１　両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（ａ）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

２　この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（ａ）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（ｂ）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

３　２の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

１　**この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。**

２　**１の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。**

３　**いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。**

４　**両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。**

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために　椎名悦三郎　高杉晋一

大韓民国のために　李東元　金東祚

韓国人元BC級戦犯者問題＆「同進会」関係年表

1910年 8月　日本、韓国併合。創氏改名、皇民化教育
1941年12月　太平洋戦争開始。連合国兵士、多数捕虜に
1942年 5月　朝鮮・台湾で俘虜収容所監視員募集
6～8月　陸軍釜山西面臨時軍属教育隊で3224名を訓練後、南方に派遣、各地の俘虜収容所に配属
1945年 8月　日本敗戦、韓国解放。　9月以降、戦犯容疑者を拘束
1946～48年　戦争裁判アジア各地で行われる。朝鮮人23名が処刑、125名が有期刑。戦争裁判アジア各地で行われる
＊朝鮮人ＢＣ級戦犯148人が有罪判決、内死刑23人。内129人が捕虜収容所監視員
1948年 8月　大韓民国樹立
1950年 6月～53年7月　朝鮮戦争
1950年1月～51年8月　ジャワ、シンガポールなどの刑務所から東京のスガモ・プリズンに移管、収監。
9月　サンフランシスコ平和条約調印、在日朝鮮人は日本国籍喪失へ
1952年 2月　日韓会談第29回予備会談で日本側「別途研究」提案、ＢＣ級議題にせず先送り
4月　サンフランシスコ平和条約発効、朝鮮人「日本国籍離脱」との政府通達）
6月　人身保護法に基づき保釈請求訴訟、7月最高裁請求却下
1955年 4月　会員約70名で「韓国出身戦犯者・同進会」を設立、基本的人権・生活権確保のため日本政府と交渉、鳩山一郎首相に要請書（①早期釈放、日本人戦犯との差別待遇撤廃、②出所後の生活保障、③遺骨送還、国家補償を要請）提出
1956年 4月　鳩山一郎首相と面談。以降、歴代首相・官房長官らに要望、善処約束
1957年 4月　朝鮮人戦犯最後の釈放、全収容者の釈放、巣鴨プリズン解散は翌58年5月
1965年 6月　日韓会談妥結・日韓基本条約・請求権協定調印⇒65年12月発効。以降、日本政府は「一括解決済み」を主張
7月　韓国・外交部、同進会に「請求権協定対象外」との見解を伝える
1991年11月　東京地裁に条理に基づき謝罪と補償を求めて提訴（原告7名、96年9月請求棄却、1998年7月二審東京高裁請求棄却、1999年12月最高裁請求棄却。**＊裁判所は立法による解決を付言で強く勧告**）
2003年 7月　衆議院内閣委で福田康夫官房長官「戦争ということはあったにしても、そのことによって大変な負担を与えたということについて、政府として十分考えていかなければいけない」と答弁。
2006年 6月　韓国政府が公式に動員被害認定、韓国における名誉回復が実現
2007年 2月　韓国遺族会結成（姜道元会長）
2008年 5月　衆議院に「特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」提出⇒2009年７月審議未了廃案
以降も立法を求める運動を継続、国会議員らに要請
2014年10月　韓国憲法裁判所に訴願（提訴）、韓国政府の不作為をただす
2016年10月　日韓議員連盟が法案作成、提出を確認
11月　日韓議連・韓日議連が取組みを声明
2019年 3月19日　「韓国同進会」会長姜道元さん逝去（享年78歳）
2020年 5月　「同進会」結成65年に
10月　菅首相に要請書提出（歴代30人の日本の首相に提出）
2021年3月28日　「同進会」会長李鶴来さん逝去（享年96歳）
8月31日 韓国憲法裁判所が決定言い渡し